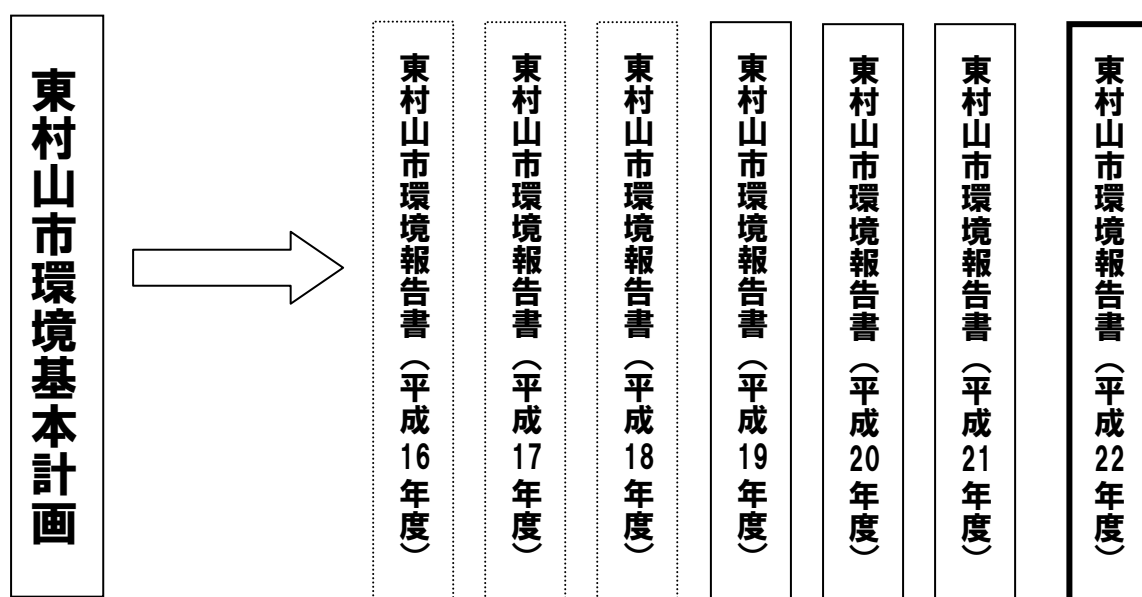


第1章 東村山市環境報告書の位置づけ

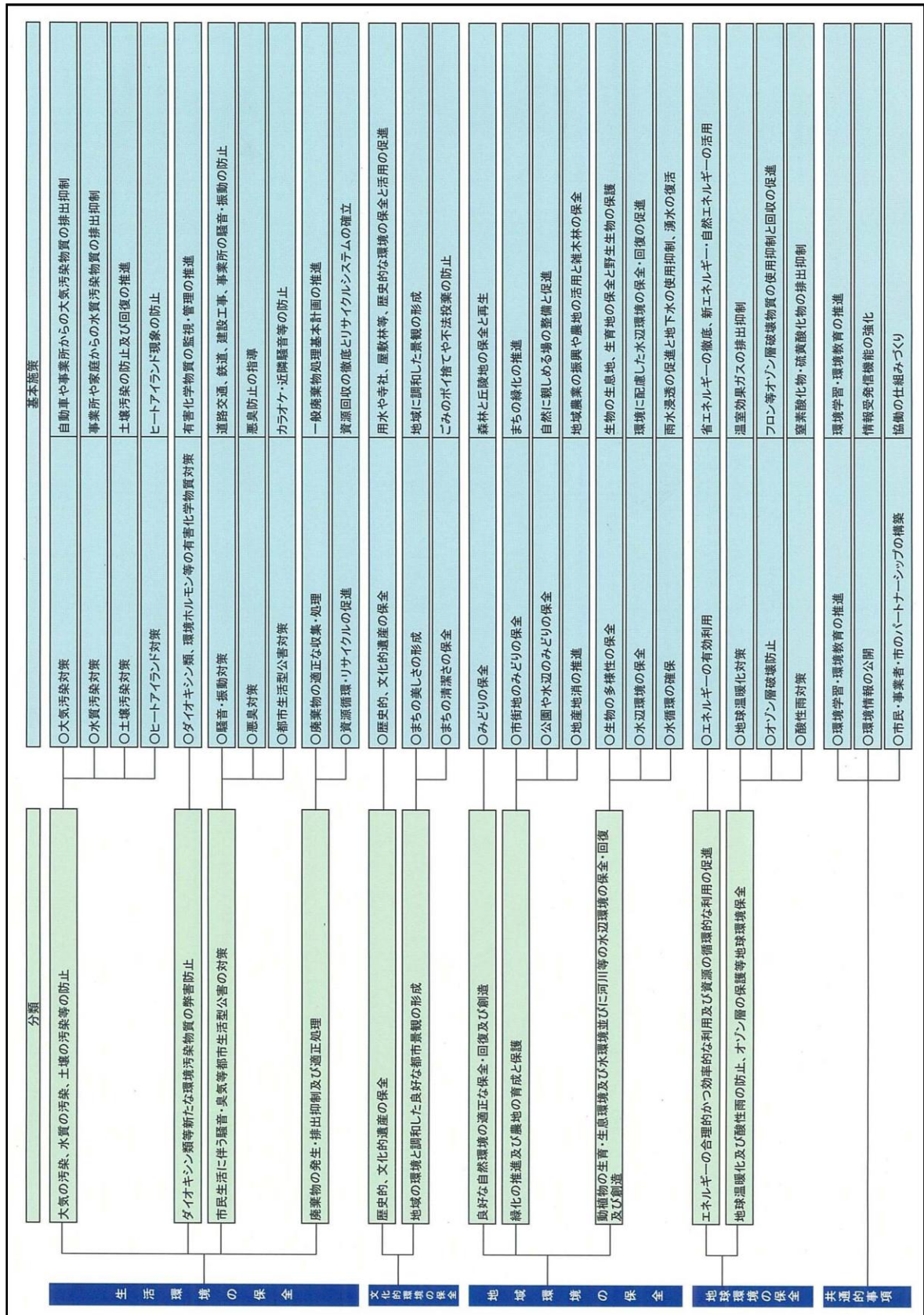
昨今の多様化しつつある地域環境問題、さらには顕在化しつつある地球規模の環境問題へも対応するため、市では平成14年に「東村山市環境を守り育むための基本条例」を制定しました。また、本条例の目的、理念及び基本的施策等を実現するために、東村山市がめざす環境像と具体的な目標、施策の基本的方針等を設定し、総合的かつ計画的に環境行政を推進するため、平成16年3月に「東村山市環境基本計画」を策定いたしました。そして、同条例第11条で、この環境基本計画に基づく施策の実施状況等に関する報告書を作成することとされており、本報告書はこの規定に基づいて作成したものです。これまでに、平成16年度版から21年度版を発行しています。



第2章 計画の体系

「東村山市環境基本計画」で示されている計画の体系は、下表のとおりです。

計画の体系



第3章 計画の重点目標

1. めざす環境像

東村山市環境基本計画では、東村山市の環境に関する全ての施策の総合的・象徴的な理念として、めざす環境像を以下のように定めております。

『 緑あふれ、くらし輝く都市…そして、豊かな心を育む東村山 』

2. 環境保全・回復・創造における重点目標

本計画においては、東村山市の特性、東村山市における環境問題の現状や地球規模に及ぶ影響の深刻さや現象の不可逆性（もとに戻らないこと）等を考慮し、以下のとおり重点的に取り組む施策を掲げます。

(1) 大気汚染、水質汚染、土壌汚染等の防止

東村山市の大気汚染、水質汚染、土壌汚染、ヒートアイランド等の防止を徹底することを重点目標とします。

自動車排ガスに起因した二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を達成するため、大気汚染対策をさらに推進していきます。一部極度に汚染の進んだ河川の水質改善、土壌汚染やヒートアイランド現象などの実態把握を進めていきます。

(2) ダイオキシン類等新たな環境汚染物質の弊害防止

東村山市のダイオキシン類、環境ホルモン物質、PCB 廃棄物など有害化学物質の実態把握を進め、事業者による管理を徹底することを重点目標とします。

PRTR 制度による市内の事業者からの対象化学物質の排出・移動状況の情報公開を促進し、また、PCB 廃棄物の市内での保管状況を把握し、適正処理の徹底を促進していきます。

※PRTR制度：PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：環境汚染物質排出・移動登録）は、行政・事業者・市民が情報を共有し、化学物質のリスク管理に役立てようとする環境保全の新しい手法。事業者の報告に基づき、行政が化学物質の排出量又は廃棄物の移動量のデータを収集・整理し、公表するもの。

(3) 市民生活に伴う騒音・臭気等都市生活型公害の対策

東村山市の騒音、振動、悪臭の発生防止を徹底することを重点目標とします。主要幹線道路における騒音の環境基準を達成するため、適正運転の徹底等の啓発を推進していきます。悪臭の苦情発生防止のため、事業所や家庭からの悪臭防止策の指導・啓発をさらに進めていきます。

(4) 廃棄物の発生・排出抑制及び適正処理

東村山市の廃棄物の発生抑制・適正処理・再資源化を徹底することを重点目標とします。

分別回収や、有料化などの経済的な手法により、ごみの総量は減少しているものの、不燃ごみ・粗大ごみ等が増加しているため、さらなる排出抑制、再資源化を推進していきます。

(5) 歴史的、文化的遺産の保全

東村山市の歴史的、文化的遺産を保全し、これらを文化的拠点に活用することを重点目標とします。

歴史環境保全地域に指定されている野火止用水や周辺の緑地を保全し、史跡や文化財を引き立てる自然資源を維持し、自然を損なわないよう市の活性化を促進していきます。

(6) 地域の環境と調和した良好な都市景観の形成

東村山市の地域の自然資源に調和した美しい景観を保全し、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止することを重点目標とします。

市内の生活環境を損ねないような美観の確保、まちの美化の徹底を推進していきます。

(7) 良好な自然環境の適正な保全・回復及び創造

東村山市の自然のみどりである里山を保全し、緑被率を向上させることを重点目標とします。

生物の生息環境の保全にもつながるよう、市内や周辺地域の緑地間のネットワーク化を推進していきます。

(8) 緑化の推進及び農地の育成と保護

東村山市の自然に親しめるまちづくりを進めることを重点目標とします。豊富な緑道・公園緑地・自然護岸の水辺を確保し、自然に親しめるまちづくりを推進していきます。環境負荷のより少ない地産地消に取り組むため、市内の農地保全・地域内の農産物の流通を促進していきます。

(9) 動植物の生育・生息環境及び水環境並びに河川等の水辺環境の保全・回復及び創造

東村山市の動植物の保護、生息・生育環境の保全、水循環機能の回復を進めることを重点目標とします。

雑木林などの生育環境を確保し、減少しつつある動植物の保護を図り、自然型護岸の水辺や緑地を保全することで土地の水循環機能の回復を図っていきます。

(10) エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進

東村山市の省エネルギー・省資源の徹底、自然エネルギー・新エネルギーの導入を促進することを重点目標とします。

市内におけるエネルギー源別の消費量の実態把握を行い、省エネ・省資源の啓発をさらに促進し、また、公共施設を中心として自然エネルギー・新エネルギーの導入を促進していきます。

(11) 地球温暖化及び酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境保全

東村山市における温室効果ガス、オゾン層破壊物質、酸性雨の原因物質の排出削減を徹底することを重点目標とします。

清掃工場での廃棄物焼却・自動車等の燃料消費による二酸化炭素等の温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物等の酸性雨原因物質、冷媒の漏洩によるフロン類等のオゾン層破壊物質は、環境に多大な負荷を与えています。それぞれの物質について、市内の公共施設・庁舎、事業者、家庭から排出される状況の実態把握を行い、排出削減の指導、啓発を推進していきます。

第4章 計画の評価体制

「東村山市環境基本計画」の体系は、第2章で示したとおりですが、それらを推進していくため、本計画には102項目の施策（第5章参照）が定められています。この施策は、5部11課にわたり推進しており、その着実な実効性を確保していくためには、実施状況等に関する点検評価を確実に実施していくことが重要です。そこで当市では、関係所管課長で構成され都市環境部長を部会長とする東村山市環境行政推進庁内検討部会（以下、庁内検討部会）、全部長で構成され副市長を本部長とする東村山市環境行政推進本部（以下、推進本部）を組織・活用するという体制を整備しました。これには、市内部で横断的かつ階層的なシステムを構築することで、全庁的な環境行政の推進を可能なものにしようという狙いがあります。具体的には、以下のとおり4段階（①～④）の点検評価を行っていくこととなります。

まず、日頃業務を担当、推進している各所管（①）自らが、102施策ごとに作成した所定の自己点検評価シートへ、実施状況や5段階評価（評価の高い順にS、A、B、C、D）等を記入し、評価を行います。次に、この評価内容に基づいて、庁内検討部会（②）、推進本部（③）と、順次合議のもと評価を実施し、市の点検評価結果を確定します。最後に、この点検評価結果を概ね3年毎（必要に応じて随時）に市民・事業者・有識者で構成される環境審議会（④）に諮り、最終的な点検評価を行っております。今年度については、①～③の手順に従い、平成22年度版の環境報告書を作成いたしました。

第5章 平成22年度における計画の目標達成状況等

環境基本計画は、24の分野にそれを達成するための施策が102項目あります。

次ページからは、この施策等の点検評価結果について掲載しました。また、年度ごとに比較ができるよう記載してあります。平成22年度施策の点検評価基準は、下記のとおりとなっています。

平成22年度点検評価基準

点検評価基準	これまでの実績に明らかに上乘せされた、若しくは目標が達成された （目安：前年度比 1.5 倍以上）	S
	これまでの実績に上乘せされた （目安：前年度比 1 倍超）	A
	現状維持 （目安：前年度比 1 倍）	B
	これまでの実績より後退した （目安：前年度比 1 未満）	C
	これまでの実績より明らかに後退した （目安：前年度比 1/2 以下）	D